

新たな給付奨学金制度に係る在学予約採用の申込等に関するQ & A 【令和元年 10 月 17 日版】

2020 年 4 月進級予定者を対象とした在学予約採用の募集にあたり、現在多くお問合せいただいている事項について、以下のとおりとりまとめました。

また、以下の①及び②も参考資料としてご案内します。併せてご参照ください。

① 高等教育の修学支援新制度に係る質問と回答（Q & A）（全体版）（令和元年 9 月 24 日版）【文部科学省ホームページ】

http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/1409388.htm

② 生計維持者について（解説 及び 令和元年 9 月 27 日版 Q & A）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

（用語の解説）

- ・「大学等」とは、大学（学部）、短期大学（学科及び認定専攻科）、高等専門学校（学科（第 4 学年・第 5 学年）及び認定専攻科）、専修学校（専門課程）をいいます。
- ・「確認大学等」とは、高等教育修学支援新制度の対象機関（「大学等における修学の支援に関する法律」第 7 条第 2 項の確認要件（機関要件）を満たすことについて確認を受けた大学等）をいいます。
- ・「認定専攻科」とは、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた短期大学及び高等専門学校の専攻科をいいます。
- ・「在学予約採用」とは、2020 年度の制度実施に先立ち、大学等に在学している学生等を対象として 2019 年 11 月に募集を予定している採用をいいます。

目次

1. 新たな給付奨学金制度に係る対象学校について【Q 1～9】	2
2. 募集時期等について【Q 10～14】	3
3. 学業成績・学修意欲等に関する要件【Q 15～19】	4
4. 家計に関する要件【Q 20～21】	6
5. その他の要件【Q 22～26】	7
6. 支給額【Q 27～33】	8
7. 現行制度との関係・その他について【Q 34～37】	9

【1. 新たな給付奨学金制度に係る対象学校について】

Q 1 短期大学及び高等専門学校の認定専攻科1年生は、在学予約採用で申し込むことはできますか。

A 1 短期大学及び高等専門学校の認定専攻科であれば、在学予約採用で申し込むことができます。

Q 2 2020年4月に短期大学の認定専攻科へ進学予定の学生等は、在学予約採用で申し込むことはできますか。

A 2 短期大学及び高等専門学校の認定専攻科へ進学予定の者は、在学予約採用で申し込むことができません。2020年4月に募集する在学採用で申し込むことができます。

Q 3 2020年4月に確認大学等へ編入学又は転学を予定している学生等は、在学予約採用で申し込むことはできますか。

A 3 2020年4月に確認大学等へ編入学又は転学を予定している学生等は、在学予約採用で申し込むことができません。2020年4月に確認大学等で募集する在学採用で申し込むことができます。

Q 4 大学（学部）で新たな給付奨学金を受けている者が専攻科へ進学した場合、継続して支援を受けることができますか。

A 4 大学の専攻科及び別科は新たな給付奨学金の支援対象外のため、支援を受けることができません。

（なお、現行の給付奨学金では、大学の専攻科及び別科の学生も対象としています。）

Q 5 現在高等専門学校の3年生に在学し2020年4月に4年生に進級予定の学生、又は5年生に在学し2020年4月に専攻科に進学予定の学生は、在学予約採用で申し込むことはできますか。

A 5 在学予約採用は高等専門学校4年生が対象となるため、どちらの学生等も申し込むことはできません。2020年4月に募集する在学採用で申し込むことができます。

Q 6 今回確認大学等の対象校となりましたが、将来確認大学等の対象校から外れた場合、新たな給付奨学金の支援を受けている学生等への支給はどうなりますか。

A 6 確認大学等の対象校から外れた場合であっても新たな給付奨学金の支援を受けている学生等は、支援中の手続きを行うこと等により修業年限の期間中は継続して支給を受けることができます。

Q 7 確認大学等ではない大学等へ2020年4月に新たな給付奨学金の採用候補者として入学する学生がいた場合、どのような取り扱いになりますか。

A 7 確認大学等ではない大学等へ進学した給付奨学金の採用候補者は、新たな給付奨学金に対する進学届の提出はできません。貸与奨学金のみ進学届を提出することができます。

Q 8 専修学校専門課程の上級学科（本科修了を入学要件とする学科）の生徒は、在学予約採用で申し込むことはできますか。

A 8 申し込むことはできます。ただし、上級学科ではなく単に専門課程の生徒として申し込むこととなりますので、高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日から当該学科へ進学する日までの期間が2年を経過していない場合に限ります。また、新たな給付奨学金を受けて専門課程を修了した場合、その後進学した上級学科で申し込むことはできません。

Q 9 現在、高等専門学校認定専攻科1年生。本科で成績により留年していても新たな給付奨学金に申込みできますか。

A 9 本科1～3年生の間に留年した場合は申込み可能ですが、4・5年生の場合は、高等教育課程における留年となるため、申込資格はありません。

【2. 募集時期等について】

Q 10 在学予約採用の申込みから推薦までのスケジュールを教えてください。

A 10 大まかなスケジュールは以下のとおりです。

- ・学生等は、給付奨学金確認書を学校へ提出後、スカラネットから申込み、マイナンバーに関する書類を機構へ提出。＜11月＞
- ・確認大学等では、給付奨学金確認書の点検（保管）を行った後、必要に応じて該当者から証明書類等（在留カードのコピー等）を受け取り、機構へ送付。＜11月～12月上旬＞
- ・機構では、マイナンバーによる情報連携を利用して家計要件を確認、支援区分を算出及び提出書類等の審査。＜1月～3月＞
- ・確認大学等では、スカラACを利用して当該年度の学業成績等を入力し、支援対象者の要件を満たす者を機構へ推薦。＜3月中旬～4月上旬＞

Q 1 1 休学中の学生等は在学予約採用で申し込むことができますか。

A 1 1 申し込むことはできます。但し、進級後、引き続き休学中であれば、採用と同時に「停止」（現行制度における休止に相当）し、復学したときに停止を解除することになります。なお、「停止」の具体的な手続きについては検討中です。

Q 1 2 新たな給付奨学金のみを希望し、授業料等減免を希望しない学生等はどのように手続きすればよいですか。

A 1 2 給付奨学金と授業料等減免の申請手続きは別々に行います。給付奨学金を希望する者は、授業料等減免を希望するか否かに関らず、スカラネットから給付奨学金を申し込むよう指導してください（スカラネットでは授業料等減免の申込み手続きはできません）。

Q 1 3 現在学部4年生（最高学年）の学生ですが、後期休学中で来年9月卒業予定の者は、在学予約採用に申し込むことはできますか。

A 1 3 来年度も在学し、卒業延期が大学等から認められた休学によるものであって学業不振等によるものでないのであれば、申し込むことはできます。

Q 1 4 2020年4月から留学等により休学予定の学生等であっても在学予約採用に申し込むことはできますか。

A 1 4 申し込むことはできます。

ただし、休学している場合は、2020年4月に採用と同時に「停止」とすることが必要となります。その際の「停止」の具体的な手続きについては検討中です。なお、休学せずに留学している場合には「停止」の必要はありません（支給を受けられません）。

【3. 学業成績・学修意欲等に関する要件】

Q 1 5 過去に学業成績により留年したことがある学生等を推薦することはできますか。

A 1 5 入学から推薦するまでの間に学業成績により留年したことがある（修業年限で卒業できないことが確定している）学生等については、現在進級していても推薦することはできません。

Q 1 6 編入学により確認大学等に在学している学生等が編入学前の学校で学業成績により留年したことがある場合、推薦することはできますか。

A 1 6 編入学、転学も含めて、過去に在籍した大学等において学業成績により留年したことがある（修業年限で卒業できないことが確定している）学生等については、現在進級していても推薦することはできません。

ただし、編入前の学校での学業成績は進級に必要な十分な状態であったにも関わらず、編入後の学校とのカリキュラムの違いなどから同一学年又は下の学年に編入することとなった場合は、それによって修業期間が延びたとしても、留年扱い（「廃止」相当）とはなりません。（最大 72 か月まで支援を受けることができます。）

Q 1 7 病気等で休学したことにより当初の卒業予定期が延びた学生等について、推薦できますか。また、推薦できる場合、新たな給付奨学生に採用されたときは、卒業まで支給を受けることができますか。

A 1 7 大学等から認められた休学により卒業予定期が延びた者は、学業成績による「廃止」の基準である「修業年限で卒業できない」者には該当しないため、その他の要件が調べば推薦できます。

なお、カリキュラムの都合上、半期休学したことにより卒業予定期が 1 年延びた場合であっても、学業成績による「廃止」相当とはみなさないため、その他の要件が調べば推薦することができます。

また、当該学生等が給付奨学金の支給を受けることができるのは、修業年限の終期までであるため、前述の例（半期休学したことにより卒業予定期が 1 年延びた場合）であれば、卒業の半期前に支給が終了することとなります（この取扱いは、当該学生等が、本機構の貸与奨学金又は現行の給付奨学金を利用していたかどうかの影響するものではありません）。

Q 1 8 現在 2 年生で、前期の学業成績に問題はなかった学生等が、病気等により後期を休学している場合、学業成績・学修意欲等に関する要件はいつの成績で判定すればよいですか。

A 1 8 入学から 2 年生前期までの成績で判定してください。

その際は、GPA が 2019 年度末現在で上位 1/2 であること、または、修得単位数が在学期間（1 年半）に応じた標準単位数以上であって学修意欲が確認できることが必要です。

Q 1 9 年度末の成績を待たず、11月の申込時に学修計画書を申込者に一律に配付し、提出を求めてよいか。

A 1 9 推薦に至るまでの具体的な手続き・手順等については各学校の判断において定めていただいておりますが、学業成績・学修意欲に関する基準等と照らし合わせて条件を満たす学生等については適切に推薦いただくようお願いします。

【4. 家計に関する要件】

Q 2 0 在学予約採用において、マイナンバーにより取得する所得等の情報は、いつの時点となるのでしょうか。また、2019年1月以降に転退職等により収入状況が変わった場合には、別途収入証明書類を提出することによって現在の収入状況による審査を行うことができますか。

A 2 0 在学予約採用では、2019年度に課税される対象所得（2018年1月～12月の所得）に基づき選考を行います。転退職等により収入状況が変わった場合でも、同様です。（なお、予期できない事由で家計が急変した学生等への支援については、2020年4月以降に申し込みを受け付けることとなりますが、詳細については追ってご案内します。）

Q 2 1 学生等のマイナンバーを提出しているにもかかわらず、なぜ申込者本人の課税証明書の提出が必要なのでしょうか。

A 2 1 現在、機構では申込者本人に関する所得情報について、マイナンバーを利用して取得することが法令上できません。そのため、申込者本人が課税されている場合は、課税証明書の提出をお願いしております。ご理解いただくようお願いします。

なお、令和2年6月以降は、マイナンバーを利用して申込者本人の所得情報を取得することができる予定です。毎年、収入額に関する適格認定を実施する必要がありますが、このときは申込時に提出いただいた申込者本人のマイナンバーを活用して所得を確認する予定です。

【5. その他の要件】

Q 2 2 高等学校を卒業後、大学に入学したものの新たな給付奨学金を受けないまま退学し、確認大学等へ再入学した場合、高等学校卒業後2年以内の再入学であれば申し込むことはできますか。

A 2 2 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日から確認大学等に再入学する日までの期間が2年を経過していなければ、申し込むことができます。

Q 2 3 専修学校専門課程（3年課程）を卒業した学生が確認大学等へ編入学（2年生以上）した場合、申し込むことはできますか。

A 2 3 高等学校等を初めて卒業又は修了した日の属する年度の翌年度の末日から専修学校専門課程に入学した日までの期間が2年を経過しておらず、かつ、専修学校専門課程卒業後から編入学するまでの期間が1年を経過していない場合、申し込むことができます。

Q 2 4 現在4年制大学に在籍している学生が卒業後、確認大学等の医学部へ学士編入予定の場合、編入後に新たな給付奨学金の支給を受けることはできますか。

A 2 4 学士を取得した後に、学士入学する場合は、支援の対象とはなりません。

Q 2 5 在学予約採用の申込時に在留期間を延長申請している学生等が、2020年4月進級時までには延長申請が完了していない場合、新たな給付奨学金の支給を受けることはできますか。

A 2 5 在留期間更新を申請中の方については、入管法上の在留期間の特例により申請時点の在留資格が認められている期間は、当該在留資格をもって支援を受けることができます。

Q 2 6 同一学校内において、例えば文学部2年生の学生が2020年4月に経済学部2年生に転学部となる場合、在学予約採用に申し込むことはできますか。また、申込みができて新たな給付奨学金の支給を受けることとなった場合、2023年3月に経済学部を卒業するまで支給を受けることができますか。

A 2 6 同一学校内での転学部・転学科を予定している学生等は、在学予約採用で申し込むことができます。ただし、提示された事例のように同一学年に転学部する場合、その理由がカリキュラムの都合等でなく学業不振によるものであるときは、「廃止」相当として支給の対象外となる場合があります。

また、提示された事例において給付奨学金の支給を受けることとなった場合は、経済学部を卒業する2023年3月まで新たな給付奨学金の支給を受けることができます。

【6. 支給額】

Q 2 7 社会的養護を必要とする学生等が、2020年4月以降に児童養護施設等を退所等し一人暮らしする場合、自宅通学・自宅外通学のどちらの月額が支給されますか。

A 2 7 2020年4月進級時に児童養護施設等を退所等し一人暮らしをする場合は、自宅外通学の月額が支給されます。

Q 2 8 在学予約採用の申込時点では自宅通学ですが、2020年4月進級時から自宅外通学する予定の場合、自宅通学・自宅外通学のどちらを希望すればよいですか。

A 2 8 在学予約採用では、2020年4月進級時に予定している通学形態を想定して申し込みますので、この場合、自宅外通学の希望を出すことになります。進級後に、改めて申込時の登録情報に相違ない（自宅外通学している）ことを確認のうえ、自宅外通学を選択した学生等は、機構が指定する自宅外通学であることを証明する書類（賃貸契約書等の写等）を提出していただくこととなります（学校経由で機構に提出）。

Q 2 9 所定の給付金（教育訓練支援給付金や技能取得手当及び寄宿手当等）を受けている期間は、給付奨学金の支給額が0円となるとのことですが、これらの支給を受けている証明書類を提出させる必要はありますか。

A 2 9 スカラネット申込画面において国費の給付金を「受ける予定である」又は「受けている」を選択していただきますが、証明書類の提出は不要です。

Q 3 0 自宅外通学の要件（実家から大学等までの通学距離、通学時間等）を満たしていないが、学生寮に入っている場合、自宅外通学と認められますか。

A 3 0 学生寮に居住する学生等についても、通常の民間アパート等に居住する学生等と同様、自宅外通学の要件（実家から大学等までの通学距離、通学時間等）を満たす必要があります。ただし、学校から寮生活を義務付けられている場合は、「学業との関連によるやむを得ない事由」に該当するものして、自宅外通学と認めることができます。なお、この場合、自宅外通学であることの証明として入寮許可証等（写し）を提出いただきますが、加えて、入寮が義務付けられていることが確認できるものを提出いただく場合があります。

Q 3 1 自宅外通学の要件（実家から大学等までの通学距離、通学時間等）は満たしているが、親戚が経営するアパートに無償で居住している場合、自宅外通学と認められますか。

A 3 1 自宅外通学の要件には、実家から大学等までの通学距離等のほか、申請者本人の居住に係る家賃等が発生していることも含まれます。よって、無償で居住している場合など、家賃が発生していることが賃貸契約書等で証明できない場合は、実家から大学等までの通学距離等が自宅外通学の要件を満たしても自宅外通学とは認められません。

Q 3 2 積雪により交通機関が運休又は徐行運転するため、通学が困難又は不可能になる時期があることから、当該時期に限り自宅外から通学している学生がいます。通常期であれば自宅外通学の要件（通学距離、通学時間等）を満たさないが、この学生は自宅外通学として認められますか。

A 3 2 学業との関連によるやむを得ない事由に該当するものとして、当該時期に限り自宅外通学と認めることができますが、事前に自宅外通学への変更届を行っていただく必要があります。その場合、自宅外通学であることと併せて通学困難となる頻度等を申告いただくことになります。

Q 3 3 複数のキャンパスに通学している場合、どのキャンパスを通学先として申告すればよいでしょうか。

A 3 3 自宅外通学の要件（通学距離、通学時間等）の確認には、通学頻度が高いキャンパスに実家から通学する場合を想定して行いますので、通学頻度が高いキャンパスを通学先として申告いただくことになります。

【7. 現行制度との関係・その他について】

Q 3 4 新たな給付奨学金を申し込む場合、現行の給付奨学金を辞退することの承諾が必要となりますが、選考の結果、新たな給付奨学生とならなかった場合、現行の給付奨学金の支給は打ち切りとなるのでしょうか。

A 3 4 新たな給付奨学金を申し込む際、この支援を受けることとなった場合には、現行の給付奨学金を辞退する旨を承諾する必要があります。但し、この承諾は、学生等が新たな給付奨学金の奨学生に採用されなかった場合にまで現行の給付奨学金を辞退することを承諾するものではありませんので、引き続き現行の給付奨学金の支給を継続して受けることができます。

このように新しい給付奨学生に採用されるとは限らないため、必ず現行の給付奨学金に係る「給付奨学金継続願」で継続の手続きを行っていただく必要があります。

Q 3 5 現行の給付奨学金を受けている学生等が、適格認定の経済基準により 2020 年 4 月以降「停止」となることが見込まれる場合、在学予約採用に申し込むことはできますか。

A 3 5 申し込むことはできます。

現行の給付奨学金は、市町村民税所得割が 2 年連続で課税されるか、又は、住民税所得割が 20 万円となったら「停止」となりますが、新たな給付奨学金は、市町村民税非課税世帯に準ずる世帯の学生等も対象としているため、その他の要件が調べれば、新たな給付奨学金の支給を受けられる可能性があります。

Q 3 6 海外留学支援制度（協定派遣）とは併給できますか。

A 3 6 海外留学支援制度も国費による給付であるため、新たな給付奨学金との併給は認められないこととなる予定です。

Q 3 7 スカラネットの入力内容を学校で修正できるタイミングはいつですか。

A 3 7 スカラネットの入力自体は、11 月の申込開始後、即時に CSV データで確認できますが、スカラ AC で修正する機能は現在開発中で、可能となるのは 3 月中旬から（成績報告期間）になります。

なお、申込者の確認はできますので、学校で把握している申込希望者がエントリーしていない場合に声掛けができるよう、学内の締切を少し早めに設定いただくことが望ましいと考えます。

以上